

## SB 32、AWGハイライト

2010年6月4日金曜日

午前中、AWG-KPプレナリーが開催された。午前中と午後、コンタクトグループおよび非公式協議が開催され、SBIでは、附属書I国別報告書と政府間会合、AWG-LCAでは第3項目（COP 16に提示されるべき成果文書の作成）、AWG-KPでは附属書I排出削減量とその他の問題を議論した。技術移転に関するSBI/SBSTA合同コンタクトグループも午前中会合を開催した。夕方、影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画（NWP）の焦点フォーラムも開催された。

### AWG-KPプレナリー

午前中、AWG-KP議長のAsheは、AWG-KPの総括プレナリーを開催した。共同議長のCharlesは、附属書I排出削減量に関するコンタクトグループは2回会合し、約束を取りまとめた事務局文書（FCCC/KP/AWG/2010/INF.1）ならびに全体の野心レベルについて議論した。同議長は、法律問題に関するコンタクトグループ再結成に関する締約国の要請を伝えた。AWG-KP議長のAsheは、同グループにおいては、第1約束期間と第2約束期間の間隙発生を回避する議定書3.9条（将来の約束期間）改定案の発効の法律問題を議論すると説明した。締約国は、María Andrea Albán Durán（コロンビア）とGerhard Loibl（オーストリア）がコンタクトグループの共同議長を務めることで合意した。

AWG-KP副議長のDovlandは、その他の問題に関するコンタクトグループについて報告し、割当量単位（AAUs）および除去量単位（RMUs）の発行、収入の一部徴収分利用の適応への拡大などの問題の議論に移ってきたと説明した。同副議長は、新しい温室効果ガス（GHGs）を含めることでの意見の不一致を強調した。共同進行役のRochaは、LULUCFに関し、参照レベルおよび森林管理活動について「前向きな議論」があったと強調した。

Andrew Ure（オーストラリア）は、対応措置の影響結果可能性に関する非公式協議では、恒久フォーラムの設置について意見の一致に至らなかったと報告した。議長のAsheは、AWG-LCA、SBI、SBSTAでも同様の議論があると指摘し、他の会合でこの問題が解決されるまでは合意する可能性は低いとし、今後の進め方について他のグループの議長と協議すると述べた。

### コンタクトグループと非公式協議

**第3項目 (AWG-LCA) : 途上国の緩和および計測、報告、検証 (MRV) :** 午前中のAWG-LCAコンタクトグループ会合では、途上国の緩和行動ならびにこれに関係するMRVに焦点を当て、AWG-LCA議長の質問書 ([http://unfccc.int/files/meetings/ad\\_hoc\\_working\\_groups/lca/application/pdf/mitigation\\_actions\\_by\\_developing\\_countries\\_and\\_associated\\_mrv\\_3\\_june.pdf](http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/mitigation_actions_by_developing_countries_and_associated_mrv_3_june.pdf)) に基づき議論した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、透明性、MRV、国際的協議および分析 (ICA) に関する同グループの合同文書提出に焦点を当てた。同代表は、附属書I締約国は頻度、内容、レビュープロセスで非附属書諸国以上のものが期待されていると説明し、条約4.3条 (資金供与義務) における附属書I諸国の資金供与義務を認識した。同代表は、LDCsの場合、それぞれの裁量でこのシステムが適用されると発言し、2006年IPCCガイドラインを用いた附属書I諸国の年次目録、ならびに非附属書諸国の2年ごとの目録を提案した。またアンブレラグループは、2年ごとの合理化した報告書提出を提案し、これには目標そして/または行動、排出影響、手法論、資金の供与と受理、技術支援およびキャパシティビルディングの支援、国際的な取引およびオフセットなど、第3項問題の実施に関する情報を含めるよう提案した。同代表は、国別報告書全体は定期的に提供され、これに低炭素開発戦略の最新情報を含めると述べた。同代表は非附属書I諸国のMRVに関し、行動の国内MRV、専門家の分析を含めた報告書のICA、SBIでの締約国協議、サマリー報告書を提案した。また同代表は、支援を受けた緩和行動は国際MRVの対象となると述べた。

ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、先進国と途上国の違いを強調し、行動のMRVと支援のMRVの密接なつながりを強調した。同代表は、SBIでの作業に注目し、レビュープロセスであれ、他のプロセスであれ、国の報告書の精査を示唆するものは、非附属書I諸国を「適切に紹介する」とは言えないと強調した。G-77/中国は、条約と合致しない提案への懸念を表明し、バリ行動計画 (BAP) パラグラフ1 (b) (ii) (先進国による緩和)での進展がBAPパラグラフ1 (b) (i) (途上国による緩和) の進展を反映していないと嘆いた。

バルバドスはAOSISの立場で発言し、GHG目録など特定の問題に関する報告の頻度増加を検討する意思があるとし、国別報告書の異なる面ごとの異なるタイムテーブル作成を提案した。同代表は、支援の供与が国別報告書強化のニーズに確実に対応し、既存の活動に資源が回されないようにすることを提案した。

韓国は環境十全性グループの立場で発言し、将来の報告ガイドライン改定は有用であると述べた。同代表は、ICAに関し、途上国の緩和行動推進、能力向上、透明性強化を目指すべきだと述べた。

EUは、MRVに関する合意を運用する必要があると強調し、国家の主権を尊重し、LDCsとSIDSに配慮するものでなければならないと述べた。同代表は、ドイツと南アフリカのMRVに関する作業に焦点を当てた。

EUは、非附属書I国別報告書のガイドライン改定を提案し、そのガイドラインの主要原則についてカンクンで解決する必要があると指摘した。同代表は、コペンハーゲンで合意したとおり、2年ごとの情報連絡が必要であると発言し、たとえば、国内目録報告書および約束行動実施方法に関する補足情報などの利用を指摘した。

ロシアは、国別報告書作成のキャパシティビルディングおよび他の支援などに、経済移行国への言及を入れることを提案した。米国は、今年度、MRVに関する運用可能文書を採択する必要があると強調した。オーストラリアは、MRVについて別の題目の章とする提案を支持した。ブラジルは、附属書Iと非附属書Iの緩和に関し2つの異なるセクションとすることを支持した。

フィリピンは、AWG-LCAは非附属書Iの国別報告書を議論するに適したフォーラムではないと述べ、タイは、非附属書I報告ガイドラインの改定をSBIで行うべきではないと指摘した。パキスタンは、完全な国別報告書に関し異なるサイクルを設け、異なる諸国に異なるサイクルを適用するよう提案した。サウジアラビアは、MRVでは国家主権を全面的に尊重しなければならないと強調し、条約においてもBAPにおいても途上国の中に小分類は存在しないと強調した。

ツバルは、完全な国別報告書においては、脆弱性や適応のニーズを伝えることが重要だと強調した。同代表は、一部の途上国、特に排出量の多い国はより頻繁に目録を提供するとの手法を支持した。チリは、コロンビアとコスタリカも代表して発言し、国別報告書の技術レビューへの支持を表明し、GHG目録に注目するとともに、NAMAsの記録手順ならびにNAMAsがその国の排出量に与える影響にも注目するよう求めた。同代表は、国別報告書提出の頻度に関し、NAMAsの実施進展状況および対応するGHG排出削減量の推計値を付した完全な国家GHGインベントリは2年ごとに報告すべきだが、LDCsおよびSIDSはそれぞれの裁量で報告すべきだと発言した。チリは、NAMAレビュープロセスに関し、MRV準備段階を行うにあたり支援を得るべきだとし、これには標準化プロセスや、詳細なレビューを規定する明確なガイドライン付きの共通制度枠組の設置を含めると述べた。

南アフリカはアフリカグループの立場で発言し、国別報告書の現在の頻度を保持すべきだが、緩和およびGHGインベントリについては中間の最新情報報告書導入も可能だろうと述べた。同代表は、報告作成要求増加に伴うコストで全面的に合意されたコスト分は先進国が出すべきだと強調した。アフリカグループは、レビュー/ICAの問題に関し、国際協議は実施を促進し、途上国が世界の緩和努力に貢献できるよう、能力向上を図れるものにすべきだと述べた。

シンガポールは、NAMAレジストリに係る提案などを文書に盛り込むべきだと述べた。同代表は、

支援を受けたNAMAsとユニラテラルなNAMAsとでMRVの要求事項を明確に区別するよう求めた。モンゴルは、国別報告書のガイドラインを更新する必要があると指摘した。

トルコは、国別報告書の提出頻度増加を支持し、増加分には資金援助、技術援助を受けてしかるべきだと述べ、ユニラテラルなNAMAsおよび支援を受けたNAMAsの両方に関し報告することを支持した。キルギスタンは、タジキスタン、ブータン、ネパールも代表して発言し、内陸山岳地帯の途上国に注目するよう求めた。シェラレオネは、国別報告書ガイドライン改定の必要性を認める一方、LDCsには厳格さが薄い基準を適用すべきと強調した。

**先進国援助のMRV**：午後のコンタクトグループ会合で、AWG-LCA議長のMukahana-Sangarweは、木曜日にAOSISが提案した附属書I排出削減量を議論する「共通の場」について、AWG-KP議長と協議した結果を報告した。同議長は、締約国と協議の上、「早期に」合同審議を行うことで合意したと報告し、締約国がこの問題で協議することを提案した。米国は、議事次第の問題を提起し、米国は京都議定書の締約国ではなく、締約国になる意図もないとし、そのような合同審議は米国にとり適切なものとは言えないと述べた。同代表は、「2つの全く別なグループ間での」合同審議の成果をAWG-LCAでの議論に適用されるかどうか、疑問視した。議長のMukahana-Sangarweは、提案されている協議は、前進の機会を探ろうとするものであり、両AWGsの議論のすり合わせを目指すものではないと説明した。

その後は、先進国締約国提供の支援に関するMRVの審議に移り、AWG-LCA議長の質問書（[http://unfccc.int/files/meetings/ad\\_hoc\\_working\\_groups/lca/application/pdf/finalquestionsmrvsupportweb\\_version\\_21.35.pdf](http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/finalquestionsmrvsupportweb_version_21.35.pdf)）を土台に議論された。

フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、新しいものを設置するのではなく、既存のメカニズム、または国別報告書などのガイドラインを発展させ活用するよう提案した。また同代表は、MRVには、途上国のNAMAsのMRV以上の機能があると強調した。オーストラリアは、国別報告書をMRVに用いることを支持し、これら報告書において、援助を効果的に報告できるよう、報告頻度を増加させ、統一指標を策定するなど改善も可能だと述べた。

MRVの対象とすべき支援に関し、米国は、緩和行動への支援に対するMRVを目指す同代表は、制度アレンジの追加を求め、資金供与国および受領国の両方が、供与し受領した支援に関する情報を提供する「二重帳簿方式」と解釈し、国別報告書及び専門家レビューチームなど、既存のメカニズムの利用を提案した。同代表は、報告書の提出頻度ならびに提案されているレジストリに関し、現在のガイドラインを補足する必要があるとの考えを強調した。

チリは、NAMAプロセスの3つの段階それぞれに支援することを提案した、すなわちNAMAs策定時、NAMAs実現のためのキャパシティビルディングの段階、そして実現したNAMAsについて報告し、評価する段階の3つである。同代表は、既存の制度に則るのではなく、標準化された報告作成の枠組みを開発し、条約の下での国際的なレジストリ設置を支持した。

スペインはEUの立場で発言し、MRVの内容として、どれだけの支援が提供されたか、支援の目的、どのチャンネルで支援を提供したか、それは二国間のものかそれとも多国間のチャンネルか、無償供与かそれとも融資かを提案した。同代表は、制度アレンジに関し、国別報告書では十分な情報が得られないと指摘し、今後レジストリの可能性を探れるのではないかと述べた。日本は、附属書 I 締約国は現在の国別報告書ガイドラインでも十分確固とした厳格なMRVを行っていることを強調し、条約の資金メカニズムに関する情報もSBIに提出していると強調した。同代表は、透明性確保のために制度アレンジを追加する必要はないと結論付けた。

南アフリカはアフリカグループの立場で発言し、緩和行動の中には資金援助よりも技術支援あるいはキャパシティビルディング支援を必要とするものがありうると指摘し、途上国に提供される支援の「全体像」を把握するには、この3つの側面をMRVの対象とすべきだと述べた。同代表は、MRVのアレンジでは次の情報が必要となると詳細に述べた。すなわち、附属書Iから非附属書Iに流れる公的資金の額、資金供与の様式、支援を受けた行動のタイプ。同代表は、現在の二国間、多国間の資金アレンジには求められる透明性も正確さもかけていると嘆き、適応基金やNAMAレジストリ、技術移転のための制度アレンジなど既存のあるいは予定される制度に則った標準化MRVシステムを提案した。

ボリビアは、先進国の気候債務の数量化を途上国への支援のMRVの根拠となすべきだとし、特に気候変動を誘因とする緩和の対応措置、過去の開発機会の影響結果としての技術的なニーズ、森林関連の措置、法律の改定といった必要性に対処すべきだと述べた。同代表は、不順守の場合、制裁措置を行う可能性を支持した。

シンガポールは、支援の提供と受理をMRVの対象とすべきだと強調し、国別報告書は支援のMRVを行うタイムリーなあるいは効率的な方法とは言えないと指摘した。中国は、MRV枠組みの要素に関し、資金、キャパシティビルディング、技術移転を含めた特定の支援目標を提案し、新しい追加的な資金援助に関するガイドラインの必要性を指摘した。インドは、気候変動関連の資金供与および第三者による援助の検証とは何かに関し、共通の一連のガイドラインが必要であると強調した。サウジアラビアは、現在の国別報告書システムを利用するよりもMRVのための新たなシステムの設置を支持した。同代表は、新たなシステムは資金メカ

ニズムの下で設置すべきであり、一つには資金供与の割合やどれだけが公共資金、民間資金かを考慮する部分、もう一方で特に自主的なNAMAsおよび適応に対する援助かなど、資金の支出に関するMRVの2つで構成すべきだと述べた。

**附属書I国別報告書 (SBI) :** コンタクトグループ会合で、ブラジルは、附属書Iの第6回国別報告書提出期限として2011年1月1日を提案し、中国、ボリビアもこれを支持した。EUは、附属書I国別報告書の提出は4年ごととするガイドラインが既に存在すると指摘し、かといって、他のグループの報告書提出頻度の議論に予見を与えるものではないと述べた。ボリビアは、第5回の国別報告書が未提出の締約国もあると強調し、提出を奨励する必要があると指摘した。事務局は、中国のコメントに応じ、専門家レビューパネルでは先進国と途上国のバランスをとると約束したことを強調した。

**附属書B年次統括算定報告書 (SBI) :** 中国、ブラジル、ボリビアは、一部の附属書B諸国の排出量増加について結論書に盛り込むべきと述べたが、オーストラリアとニュージーランドは反対した。またボリビアは、約束達成目的での柔軟性メカニズムへの貢献も反映させるよう要請した。事務局は、「償却済みのクレジットは極めて少数」であり、附属書B締約国がいつこのクレジットを利用するか不明なことから、この計算は困難だと強調した。共同議長が結論書草案を作成し、非公式協議を続ける。

**技術移転 (SBI/SBSTA) :** 技術移転に関するSBI/SBSTA合同コンタクトグループ会合が開催され、SBIおよびSBSTAの結論書草案について審議した。両方の結論書がコメントなしで採択された。

**政府間会合のアレンジ (SBI) :** SBI議長のOwen-Jonesは、2010年8月2-6日、ドイツのボンでの交渉会合について、議長団の確認を得られたと報告し、その後の会合の日付と場所はまだ検討中であると述べた。中国は、会合主催を申し出ることを検討中だと述べた。

パプアニューギニアは、「クランチ・イシュー」を扱い、UNFCCCプロセスへの政治的ガイダンスを提供するため、COP 16前にオープンエンドの閣僚レベル会合を開催するとの提案を紹介した。

SBI議長のOwen-Jonesは、南アフリカのCOP 17およびCOP/MOP 7開催の申し出が受理されたとに言及した。韓国とカタールは両国ともCOP 18およびCOP/MOP 8の開催を申し出たこと、またこの件に関し二国間で協議中であると述べた。

米国は、今後の会合を木曜日で終る予定にすることを提案したが、サウジアラビアは水曜日で終わらせるのがより多くの締約国の利益になると指摘した。また米国は、日曜日に開催されることが多い非公式協議を推進するため、土曜日の午後には会議を予定しないことを提案した。

米国は、オーストラリアおよびG-77/中国の立場で発言したバングラデシュとともに、恒久的な会議施設

が完成するまで、暫定的な会議場が必要だと指摘した。ドイツは、会議場建設の進捗状況について、最新の情報を提供した。

**附属書I排出削減量 (AWG-KP) :** コンタクトグループ会合では、透明性に焦点が当てられ、約束の排出制限削減数量約束 (QELROs) への変換に関する事務局のテクニカルペーパー (FCCC/KP/AWG/2010/2) にも焦点が当てられた。

ロシアは、自国の約束がLULUCFの議論の結果により異なることを強調した。中国は、カナダが2020年までに2006年比で20%削減というコペンハーゲン前の約束を2020年までに2005年比で17%に減少したことへの懸念を表明し、これは間違った方向に動いていると指摘した。カナダは、コペンハーゲン合意での米国の約束したレベルに合わせたものであり、両国経済の相互の連結からすると合わせる必要があると強調した。

ミクロネシア連邦はAOSISの立場で発言し、各国の約束の根拠となっている想定条件について更なる情報の必要性を強調した。スペインはEUの立場で発言し、余剰AAUsおよび実際の排出量に関するLULUCF算定スキームの違いが与える効果に関するプレゼンテーションの中で、削減目標設定の前に規則を知る必要があると強調した。同代表は、「部屋にいる全ての締約国」とこの問題について議論する合同の議論の場を提案した。中国は、規則の問題を解決したところで、野心度の低さの問題は解決しないと述べた。

南アフリカは、LULUCF算定規則は正味の排出削減をもたらすように定義すべきだと述べた。同代表は、余剰AAUsの繰越を認めないことの利益を強調し、柔軟性メカニズムの利用では補足性の重要性を強調した。

ボリビアは、1750年から2050年の大気予算の検討を提案し、この予算の一人当たりの値および各国の一人当たり排出量を公平に分ける計算をし、その数値に基づき、排出削減責任を決定するよう提案した。同代表は、2つの交渉トラックを合体させようとするいかなる動きにも反対すると述べた。

**その他の問題 (AWG-KP) :** LULUCFに関する非公式協議では、伐採木材製品、自然の攪乱と年間の変動可能性に焦点が当てられた。多数の締約国が、算定では透明性が必要だと強調し、一部の締約国は、LULUCFの規則とREDD+とのリンクの可能性を検討するよう提案した。

**研究および組織的観測 (SBSTA) :** 午後の非公式協議で、締約国は新しい結論書草案に関する意見交換を行った。

#### NWPフォーカルポイント・フォーラム

金曜日夕方、NWPの第3回フォーカルポイント・フォーラムが開催された。SBSTA議長のKonatéは、締約国およびNWPが、NWPパートナーの活動について議論し、NWPの成功を生かす機会について考えるフォーラムに参加したことを歓迎した。

事務局は、NWP実施の最新状況を提出し、現在パートナー組織は181に上っており、100件の行動約束を受理したと指摘した。

パートナー組織は、それぞれが行った活動について報告し、この中には国、国内、地域社会レベルでの適応実施組織との接触を目的とする組織も含まれた。INTERNATIONAL INSTITUTE FOR ENVIRONMENT AND DEVELOPMENT（国際環境開発研究所）は、4回開催された地域社会ベースの適応ワークショップに焦点を当てた。世界気象機関は、データ観測、気候モデル開発と研究に係る活動についてプレゼンテーションを行った。STOCKHOLM ENVIRONMENT INSTITUTE（ストックホルム環境研究所）は、途上国での関連査読文献の不足を指摘し、この問題に対する自分たちのキャパシティビルディング努力に焦点を当てた。ICLEI - LOCAL GOVERNMENTS FOR SUSTAINABILITY（持続可能性のための地方政府）は、都市と気候変動への適応に関する第1回世界会議の成果に焦点を当てた。WORLD FEDERATION OF ENGINEERING ORGANIZATIONS（世界エンジニア機関）は、地域社会における社会構造基盤の脆弱性評価に用いられるツールについて議論した。

IUCNは、生態系ベースの適応に関する行動約束を報告し、国連環境計画は、世界気候変動適応ネットワークについて報告した。TEARFUNDは、途上国で作業する当局が利用できるCEDRA、すなわち気候変動と環境劣化のリスクおよび適応評価に関する現場ツールに焦点を当てた。

経済協力開発機構は、適応を政策プロセスに本流におく包括的な政策ガイダンスに焦点を当てた。GLOBAL CHANGE SYSTEM FOR ANALYSISは、政府官僚、市民団体、科学者間の全国レベルのダイアログを計画しており、IPCC AR5に提供する「灰色文献」に注目する地域レベルの知識評価を行っているとした。国連のINTERNATIONAL STRATEGY FOR DISASTER REDUCTION（災害削減のための国際戦略）は、国レベル地方レベルでの適応の実施強化を強調した。PRACTICAL ACTIONは、啓発と能力向上のための地域社会レベルのプログラムについて議論した。INTERNATIONAL CENTRE FOR INTEGRATED MOUNTAIN DEVELOPMENT（総合山岳地開発国際センター）は、水関連の脆弱性対処を目的とする、川上国と川下国との結び付き強化作業を強調した。

BANGLADESH CENTRE FOR ADVANCED STUDIES（バングラデシュ先進研究センター）、IBERO-AMERICAN NETWORK OF CLIMATE CHANGE OFFICES（中南米気候変動ネットワークオフィス）、PACIFIC REGION ENVIRONMENT PROGRAMME（太平洋地域環境計画）、CARIBBEAN COMMUNITY CLIMATE CENTRE（カリブ海社会気候センター）、NATIVES PEOPLES OF AFRICA COORDINATING COMMITTEE（アフリカ先住民協調委員会）は、各地域での適応プロジェクトについて報告した。



FAIRTRADEは、小規模生産者のコスト障壁対応に関連する活動を強調し、STOCKHOLM INTERNATIONAL WATER INSTITUTE（ストックホルム国際水研究所）は、キャパシティビルディングプログラムと、越境水資源プログラムを指摘した。

国連大学は、関連する研究活動および合同修士課程プログラムの計画について議論した。IPCCは、影響と気候分析のためのデータおよびシナリオ支援に関するタスクグループ（TGICA）に焦点をあて、このグループは気候変動関連のデータとシナリオの配布および適用を推進するとし、優れた査読済み文献の必要性を強調した。国連開発計画は、適応プロジェクトのポートフォリオの大きさを強調し、LDC基金プロジェクトGEF実施機関としての役割を指摘した。

その後、参加者は、NWPの成功に則った活用の機会を考察する会議を開催し、このプログラムにおいて明らかにされた適応ニーズへの対応について議論した。

#### 廊下にて

金曜日、ホテル・マリチームの小会議室はどこもSBSTAとSBIの非公式協議でにぎわっており、締約国の技術スペシャリストが結論書草案の最終決定に向け懸命な作業を続けていた。長期の問題の交渉では、2つのAWGsの「共通の場」設置という木曜日の進展で楽観的な見方が生じていたが、それもAWG-LCAへの米国の介入で気をそがれ、結局のところ、この第1週は、各締約国ともそれぞれの立場を繰り返すことで終始したと感じたものが多かった。「来週に焦点を移そう、来週には進展し始めることを期待する」とある参加者は会場を出ていく際にコメントしていた。

実際のところ、将来のことを考えているものが多数いるようだ。南アフリカの代表団は、来週金曜日に開始されるFIFAワールドカップ成功の約束を実証しようと、南アフリカチームのジャージーを着て「サッカー金曜日」を演出した。COP 16とCOP/MOP 6のアレンジに関するメキシコ主催のイベントには多数のものが参加した。一部の参加者、特に市民団体の参加者は、主会場から6キロも離れたところでサイドイベントを行う計画に懐疑的な見方を表明した。しかし、メキシコ側が、政府とNGOSとで別々な会議を開催するのではなく「一つの統一した会議」を開催する考えだと述べ、シャトルバスが2か所の会場を常時往復すると強調したことから、判断を控えていた。

また一部のものは、カンクンの前の秋の交渉会合がどこになるか、あれこれ憶測し、廊下では、セネガル、韓国、中国などの名前が飛び交っていた。中国になると予想するものが多かったが、予備の開催場所として交渉担当者にもなじみの欧州の都市がおさえてあると観測するものもいた。

他のものは土曜日のNGOのパーティーを楽しみにしていた。「今週末は、ダンスフロアと交渉するのよ、



Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Talks  
<http://www.iisd.ca/climate/sb32/>

財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispr i. or. jp>  
Tel : +81-3-3663-2500 Fax : +81-3-3663-2301

妥協するつもりはないわ」とは、ダンスで足を動かしたがっている女性参加者の言であった。

GISPRI 仮訳

---

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Anna Schulz, Matthew Somerville, and Simon Wolf. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - May/June 2010 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.